

## 定例監査の結果

### 1 監査の期間

令和4年8月2日から令和4年8月10日まで

### 2 監査の対象

(1) 対象部課  
会計課

(2) 対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において重点項目とした現金収納に係る事務処理について、西尾市予算決算会計規則等の規定に基づき適切かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を行った。

### 4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。

(ア) 業務委託契約において、業務完了報告書の提出がないものがあった。

【業務委託契約書第9条】

(イ) 契約規則第24条に定める随意契約以外の契約において、予め検査職員を任命しているものがあった。

【物品・役務の契約事務の手引き】